



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

別紙 1

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**85%**(国支援分**70%**及び県支援分**15%**)を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率}} \div \text{使用量低減率} \right) \times 0.85 \right]$$

(統計データ
を基に決定) (0.9)

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- ① 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(**注文票など**)

(本年秋肥と来年春肥は、それをまとめて、別々に申請してください。
注文票のほか、領収書または請求書が必要です。)
- ② **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(15項目の取組メニューから選択して申告していただきます。)

裏面を参照



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。

- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

15項目の取組メニューから選びます

	前年度までの 取組	令和4年度又は 令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計	○	○

申請方法

農業者グループで申請してください。

〔5戸以上のグループで申請してください。農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。〕

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年9月
令和4年10月頃～
令和4年12月頃～
令和5年2月頃～
令和5年3月頃～

事業説明会

県・地域段階の組織(申請窓口)の体制づくり

農業者グループからの申請(秋肥分)

農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)

農業者グループからの申請(春肥分)

農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

問い合わせ先 阿蘇農業協同組合 営農部 営農企画課

TEL 0967-22-6115

購買部 購買課

TEL 0967-22-6125

または、肥料を購入されたJA阿蘇購買店舗におたずねください。